

重要事項説明書

幼保連携型認定こども園
木佐木保育園

幼保連携型認定こども園木佐木保育園

重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人大木福祉会
所 在 地	三潞郡大木町大字三八松 744 番地 1
電 話 番 号	0 9 4 4 - 3 2 - 1 2 0 4
代 表 者 氏 名	理事長 塚本泰有

2 施設利用

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	幼保連携型認定こども園木佐木保育園
施設の所在地	三潞郡大木町大字絵下古賀 178 番地 6
連 絡 先	電話番号 0 9 4 4 - 3 2 - 1 1 0 4 F A X 0 9 4 4 - 3 3 - 1 1 6 4
管 理 者	園長 塚本 泰有
対 象 児 童	満 3 歳以上の小学校就学前の子ども及び満 3 歳未満の保育を必要とする 小学校就学前の子ども
認 可 定 員	7 5 名
利 用 定 員	1 号認定子ども 1 5 名 2 号認定子ども 3 3 名 3 号認定子どものうち満 1 歳以上の子ども 2 2 名 3 号認定子どものうち満 1 歳未満の子ども 5 名
開 設 年 月 日	平成 8 年 3 月 1 日
事 業 所 番 号	4005-105289-2

3 サービスの目的・運営方針

(1)幼保連携型認定こども園木佐木保育園（以下「当園」という。）は、就学前の子どもに教育・保育を提供し、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する教育・保育を一体的に行い、当園を利用する子どもの健やかな成長が図れるよう適正な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者や地域の子育て世帯に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

(2)当園は、教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令を遵守して運営します。

◆保 育 理 念 「子どもの未来につながる逞しい人生の基礎作りに貢献する」

◆保 育 方 針 「家庭的で、のびやかな保育」

◆教育及び保育のねらい

- ・自然の中での「遊び」を通じた「健康な身体と思いやりの心」を育てる。
- ・友人関係やルールの中で「社会性と自立心」を育てる。
- ・感動する体験から生まれる「豊かな感性と創造力」を育てる。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1,455.66㎡
	園庭	574.73㎡
園舎	構造	鉄骨造2階建
	延面積	420.35㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考	
乳児・ほふく室	2室	ひよこ組(0・1歳児クラス)	72.29㎡
保育室	3室	こねこ組(満2歳児クラス)	26.62㎡
		りす組(満3歳児クラス)	35.42㎡
		うさぎ組(満4歳児クラス)	35.42㎡
		きりん組(満5歳児クラス)	35.42㎡
		合計	132.88㎡
調乳室	1室		8.12㎡
給食室	1室		29.83㎡
事務室(医務室を含む)	1室		25.64㎡

5 職員の設置状況

職種	職員数	常勤	非常勤	(備考) 当園では、「大木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例(平成26年大木町市条例第13号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として左記の職種の職員を配置しています。
園長	1	1		
副園長	1	1		
主幹保育教諭	2	2		
保育教諭	18	12	6	
保育補助	2		2	
栄養士	1	1		
調理師	2	1	1	
看護師	1	1		
事務員	1	1		

6 特定教育・保育を提供する日

- (1) 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、1号認定子どもについては、原則として月曜日から金曜日までとします。
- (2) 当園の休園日は、次のとおりとします。
 - ・日曜日
 - ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 1号認定子どもへの特定教育・保育の提供については、次の休業日を加えます。
 - ・土曜日
 - ・お盆休業(8月13日から8月15日)
 - ・年末年始(12月29日から1月3日)
- (4) 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、(2)の規定にかかわらず休園日及び休業日に教育・保育を行うことがあります。
- (5) 災害、伝染病、その他これに類するやむを得ない事情があるときは、必要最小限度の期間を休園とすることがあります。

7 特定教育・保育を提供する時間

特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

- (1) 教育標準時間認定に係る特定教育・保育時間（1号認定子ども）《8時30分から13時00分まで》
ただし、当園が定める教育標準時間認定に係る特定教育・保育時間外において、やむを得ない場合事情により教育・保育を必要とする場合は、次の時間帯で延長保育及び預かり保育を提供します。
【延長保育】 ①18時01分から19時00分まで
【預かり保育】 ①7時00分から8時29分まで ②13時01分から18時00分まで
- (2) 保育標準時間認定に係る特定教育・保育時間（2・3号認定子ども）《7時00分から18時00分まで》
ただし、当園が定める保育標準時間認定に係る特定教育・保育時間外において、やむを得ない場合事情により教育・保育を必要とする場合は、次の時間帯で延長保育を提供します。
【延長保育】 ①18時01分から19時00分まで
- (3) 保育短時間認定に係る特定教育・保育時間（2・3号認定子ども）《8時30分から16時30分まで》
ただし、当園が定める保育短時間認定に係る特定教育・保育時間外において、やむを得ない場合事情により教育・保育を必要とする場合は、次の時間帯で延長保育を提供します。
【延長保育】 ①7時00分から8時29分まで ②18時01分から19時00分まで

8 提供する特定教育・保育等の内容

当園は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、特定教育・保育、その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
上記7に記載する時間において、特定教育・保育を提供します。
- (2) 食事の提供

児童の年齢に応じ以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時00分頃	11時00分頃	15時00分頃	
1歳児	9時00分頃	11時00分頃	15時00分頃	
2歳児	9時00分頃	11時00分頃	15時00分頃	
3歳児		11時30分頃	15時00分頃	
4歳児		11時30分頃	15時00分頃	
5歳児		11時30分頃	15時00分頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

- (3) 園で行う健康診断

項目	内容	回数及び時期
健康診断	内科 歯科 採尿	入所時及び年2回（春・秋）
身体測定	身長・体重	毎月1回

- (4) 地域子育て支援事業
未就園児を持つ保護者に対し、子育て相談や情報発信などの子育て支援を行います。
- (5) 延長保育事業
当園が定める特定教育・保育時間外において、教育・保育を必要とする場合は延長保育を行います。

(6) 預かり保育事業

一号認定子どもにおいて、当園が定める特定教育・保育時間外に教育・保育を必要とする場合は、預かり保育事業を行います。

(7) 一時預かり保育事業

未就園児を持つ希望者に対し、一時預かり保育を行います。

(8) その他子どもの生活全体が豊かになるための便宜の提供

9 利用料金

(1) 基本保育料

当該市町村が定める利用者負担額（基本保育料）をお支払いいただきます。

(2) 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金等

[1] 食事の提供に要する費用

①教育標準時間認定を受けた1号認定子ども 副食費：月額3,600円 主食費：月額900円

②保育時間認定を受けた2号認定子ども 副食費：月額4,500円 主食費：月額900円

※市町村が定める特定の世帯については、食事の提供に要する費用が免除となります。

※途中入退所及び欠席等による日割り計算は行いません。

[2] 預かり保育及び延長保育の提供に要する費用

①教育標準時間認定を受けた1号認定子どもが利用する延長保育料及び預かり保育料

延長保育料：30分100円 預かり保育料：月額4,000円

②保育時間認定を受けた2・3号認定子どもが利用する延長保育料

延長保育料：30分100円

[3] その他特定教育・保育の提供における便宜に要する費用

①保護者会費：月額500円

【全園児】

②月刊誌：月額400～500円 ※年齢や年度により変動します 【2歳児から5歳児】

③その他：園長が定める額

(3) 支払方法等

毎月その月分の基本保育料、食事の提供に要する費用及びその他特定教育・保育の提供における便宜に要する費用並びに前月の預かり保育料について、当園が指定する期日（毎月7日※金融機関休業日の場合はその翌営業日）に口座振替により支払っていただきます。延長保育料については、前月分を現金により支払っていただきます。なお、領収証は発行しないものとしますが、口座振替が行われた事実について、書面による証明が必要な保護者には、証明書若しくは領収証を発行します。

10 利用の開始に関する事項

教育標準時間認定を受ける子どもは、当園の規定する選考基準において決定し、市町村の認定を受けた保護者が本重要事項説明書に同意されたのちに利用開始となります。

また、保育時間認定を受ける子どもは、市町村が行う利用調整に基づき入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書に同意されたのちに利用開始となります。

11 利用の終了に関する事項

(1) 当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

①子どもが小学校に就学したとき

②児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

③支給認定保護者から教育・保育利用の取り消しの申し出があったとき

(2) 当園は、以下の場合、文書で通知することにより、この契約が解除することができます。

①保護者、その家族ないしはその関係者が、当園の職員又はその関係者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合

②上記9の利用料金の未納が2か月以上に及んだ場合

※退園後も未納分の利用料については請求致します。

12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科医 江崎拓也 【えさき小児科・内科医院】 三瀨郡大木町大字福土114-3 0944-32-1125
- (2) 歯科医 藤丸幹修 【藤丸歯科医院】 三瀨郡大木町大字八町牟田267-1 0944-32-1465
- (3) 薬剤師 石川佑美

13 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書及び防災計画マニュアルにより対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機・誘導灯・消火器・防災頭巾（2歳児以上） ・大木町緊急速報ラジオ・ガス漏れ報知・非常警報装置 ・防災カーテン・備蓄食料品、飲料水・AED
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

14 緊急時の対応

- (1) 教育・保育中に園児に症状の急変、その他緊急事態が発生した時は、速やかに嘱託医又は園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じます。
- (2) 教育・保育中に事故が発生した場合は、大木町及び園児の保護者に連絡し必要な措置を講じます。
- (3) 事故の状況について記録し、事故の原因を解明すると共に再発防止の対策を講じます。

15 個人情報に関する取扱い

園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的の為に必要最小限の範囲内において使用いたします。

- (1) 小学校への円滑な接続が図れるよう、卒園にあたり、入学予定の小学校との間で情報を共有すること
- (2) 他の保育園等へ転園する場合、保育園間で、必要な連絡調整を行うこと
- (3) 木佐木保育園が作成したホームページや園便り等のお便り、その他新聞記事、広報誌、TV等、木佐木保育園が許可する情報に、園児の写真等が掲載されること

16 虐待防止のための措置

- (1) 当園は、当園を利用する子どもの人権擁護・虐待防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。
- (2) 職員または養育者による子どもへの虐待を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従い、適切な機関に通報します。

17 秘密の保持

- (1) 当園は、業務上知り得た子ども又はその家族の個人情報並びに秘密事項について、正当な理由なく第三者に開示提供、漏洩することはありません。
- (2) 当園の職員は、業務上知り得た子ども又はその家族の個人情報並びに秘密事項について、漏洩することはありません。また、その職を退いた後も同様とします。

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	相談解決責任者 園長 塚本泰有 窓口担当者 主幹保育教諭 長野佳子 塚本典子 電話番号：0944-32-1104 / FAX：0944-32-1164 ※担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	北島 理香	大木町家庭教育支援員 / 電話番号：090-9795-4023
	本村 恵子	大木町ボランティア支援員 / 電話番号：090-7291-5250
福岡県 運営適正化委員会	本園で解決できない苦情は、福岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。(TEL 092-915-3511)	

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

・独立行政法人日本スポーツ振興センター

※P.7 別表

保険の種類	災害共済給付
保険の内容	医療費、障害見舞金、死亡見舞金の給付
保険金額	医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10(そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分) 障害見舞金 88 万円～4,000 万円(通園中の災害の場合 44 万円～2,000 万円) 死亡保険金 3,000 万円(通園中の場合 1,500 万円) 等

・全国社会福祉協議会

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	しせつの損害賠償保険
保険金額	1 名の基本補償限度額 1 億円 1 事故の基本補償限度額 7 億円

20 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

21 長期欠席届

(1) 【旅行・出産・介護・その他】等の理由で長期欠席(2週間以上～1ヶ月以内)が予定されている者は、前月20日までに所定の様式(長期欠席届の様式は保育園にあります)にて届け出てください。

(2) 1・2号認定こどもの、長期欠席期間における副食費は、1日当り副食費180円(月上限4,500円)を後日返金します。(日・祭日等を除く)

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

木佐木保育園では、在園する園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」といいます。)と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、保育園の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、園児の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、加入に同意くださる方は、下記の同意書に御記入の上、保育園へ提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。平成 30 年 1 月 1 日現在、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在園中は自動更新となります。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額	
負傷	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費	
疾病	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・保育園給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10(そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分)ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額	
障害	保育園の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。)	障害見舞金 88 万円～4,000 万円 〔通学(園)中の災害の場合 44 万円～2,000 万円〕	
死亡	保育園の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円〔通学(園)中の場合 1,500 万円〕	
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000 万円〔通学(園)中の場合 1,500 万円〕
		運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円〔通学(園)中の場合も同額〕

なお、保育園の管理下とは、次の場合をいいます。

- | | |
|---|-------------------------|
| ① 保育園が編成した教育課程に基づく保育を受けている場合(保育所等における保育中を含む。) | ④ 通常の経路及び方法により通学(園)する場合 |
| ② 保育園の教育計画に基づく課外指導を受けている場合 | ⑤ 寄宿舎にあるとき等 |
| ③ 休憩時間中、その他園長の指示・承認に基づき保育園にある場合 | |

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等(例: 条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑥ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰、その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- ⑦ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

<これは JSC の災害共済給付制度の概要を記載したものです>

■ 共済掛金

285 円(年額)	内訳:< 保護者等負担額 171 円(6 割) 保育園負担額 114 円(4 割) >
-----------	---